設計上の労務費割増分の増額に関する取組み



- 2013年11月8日『福島第一原子力発電所の緊急安全対策』の一環として、「敷地内作業に適用する設計上の労務費割 増分の増額を公表
- 本施策が有効に機能するための施策について、取引先への説明と協議、施策徹底の要請を以下のとおり実施
 - ・説明と協議:2013年11月11日,25日,12月4日,18日(東電本店)、2013年12月26日(Jヴィレッジ)
 - ・施策徹底の要請:2013年12月20日(元請会社28社(当社社長より要請))、2014年1月16日(元請会社35社)
 - ・公表の際、お示しした金額は当社が工事費を算定する際の設計上の割増額であり、必ずしも作業員の皆様の賃金が一律に1万円増額されるという意味ではないことをご説明しましたが、その内容が作業員の皆様へ正確に伝わっていないことから、改めて取引先に対して、前記の内容および本施策の趣旨を文書にて発信(2013年11月29日)
- 具体的な施策は以下のとおり
 - ①「見積にあたっての留意事項」を改訂
 - ・敷地内作業における装備等の違いにより異なる当社設計上の割増額を明記
 - ②契約の「付帯条件」を改訂
 - ・元請会社に対して、適切な賃金が労働者に確実に行き渡るための施策の立案・実行、施策内容および検証結果 の報告を要請
 - ・元請会社との相互協力のもと、労働環境等に差し支えがあると認められる場合には、当社は必要な措置をとることができる旨を明記
 - ・元請会社に対して、末次の下請会社までを網羅した施工体系図の提出を要請
 - ③当社の協力
 - ・各契約件名における割増分の増額金額など、元請会社が施策を実行するにあたって必要な金額情報を、可能な 範囲で当社から元請会社へ提供
- 作業員の方の賃金に反映させる施策の検討・進捗状況についての報告を元請へ依頼(1月24日)。現在、集約中。